

原議保存期間	30年（令和37年12月31日まで保存）
施行文書保存期間	30年（令和37年12月31日まで保存）

情 甲 達 第 1 7 号
令 和 7 年 3 月 1 7 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県警察情報セキュリティ委員会運営要綱の改正について（通達）

対号 令和6年2月20日付け情甲達第71号「石川県警察情報セキュリティ委員会運営要綱の改正について（通達）」

石川県警察における情報セキュリティ委員会の運営については、対号により実施しているところであるが、今般の組織体制整備に伴い、別添のとおり石川県警察情報セキュリティ委員会運営要綱を改正し、令和7年3月21日から実施することとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、対号は本要綱の実施をもって廃止する。

（次席 2411）

別添

石川県警察情報セキュリティ委員会運営要綱

第1 任務

石川県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の任務は、次に掲げる事項の審議とする。

- 1 石川県警察において取り扱う管理対象情報の分類及び対策の基準
- 2 1に定める事項の見直しを行う必要性の有無
- 3 情報セキュリティ監査責任者の作成した年度情報セキュリティ監査計画
- 4 石川県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査結果（以下「監査結果」という。）に基づく対策
- 5 石川県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止対策その他警察情報システムに係る情報セキュリティに関する事項で委員長が重要と認めるもの

第2 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警務部長

副委員長 警務部首席参事官
生活安全部首席参事官

委員 警務部警務課長
警務部県民支援相談課長
警務部デジタル企画課長
生活安全部生活安全企画課長
刑事部刑事企画課長
交通部交通企画課長
警備部公安課長
情報通信部通信庶務課長
その他委員長が指名する者

第3 分科会

- 1 委員会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、分科会を置く。
 - (1) 監査結果に基づく対策に関すること。
 - (2) 石川県警察情報システム及び管理対象情報その他警察における情報セキュリティに関する情報の収集及び整理に関すること。

- 2 分科会に、分科会長を置き、警務部デジタル企画課長をもって充てる。
- 3 分科会は、委員長が指定する者をもって組織する。

第4 運営

- 1 委員長は、毎年一回委員会の定例会を招集し、又は必要に応じて委員会の臨時会を招集し、その議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- 3 その他委員会及び分科会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第5 庶務

委員会及び分科会の庶務は、警務部デジタル企画課において処理する。